

議案第 29 号

橋本市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例について

橋本市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市放置自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例

橋本市自転車等の放置防止条例(平成18年条例第31号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(放置自転車等の措置)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、放置禁止区域外において、災害時の防災活動等急を要すると認められる事態が生じたときは、前項の規定によらず当該自転車等を撤去し、保管することができる。</p>	<p>(放置自転車等の措置)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、放置禁止区域内において、災害時の防災活動等急を要すると認められる事態が生じたときは、前項の規定によらず当該自転車等を撤去し、保管することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。